

①	東京湾連続観測機器管理データ活用検討業務
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	<p>東京湾は、膨大な人口を抱える首都圏でのさまざまな都市活動の負荷を大きく受けて富栄養化が進行し、従来、各種対策がとられたにもかかわらず水質改善がなかなか進んでいない。このため、東京湾再生推進会議は、「水質改善を通じた東京湾の再生」という目標のもと「東京湾再生のための行動計画」を策定した。その実施に当たり、東京湾の水環境の実態の適切な把握、環境モニタリングデータ等の一層の有効活用が必要となっている。しかし、東京湾の水質形成環境・生態系については未だ不明な点も多く残されているとともに、今後、地球温暖化等の影響が重なることにより一層複雑化する可能性が高い。このため、これまでの環境基準達成状況を指標にした現状及び長期的な水質変化の把握に加えて、東京湾の水環境・生態系への様々なストレス要因を出来るだけ包括的・多面的に評価するためのベースとなる環境モニタリングが重要となっている。</p> <p>本業務は東京湾モニタリング研究会の提言を受け、東京湾の4箇所に設置したモニタリングポストについて海洋環境特性の観点からの観測データ活用検討、観測機器改善検討、補正データ及び年報の作成を行うものである。</p> <p>本業務の結果は、モニタリングポスト観測活用の基礎資料となる他、今後の東京湾の再生に向けた総合的な海洋環境改善対策の推進を図るために必要となる環境情報である。これらは東京湾の水環境特性に対する幅広い知識が求められるため、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案を求め、優れた提案を行ったいであ（株）を特定した。</p> <p>したがって、いであ（株）が本業務を最も円滑かつ適切に実施できると判断される。よって、会計法第29条の3第4項により、いであ（株）と随意契約するものである。</p>

②	千葉港葛南中央地区海岸保全施設検討業務
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	<p>本業務は、葛南中央地区海岸保全施設の高潮浸水シミュレーションモデルの検討、護岸・胸壁等の概略設計及び整備効果の分析を行うものである。</p> <p>高潮浸水シミュレーションを実施するためには、気象・潮位・河川流量等の外力条件の設定や、高潮の挙動を精度良く推計するために計算領域や計算格子間隔を適切に設定する必要がある。また、高潮浸水シミュレーションの実施にあたり、海岸保全施設が全地区沈下及び各地区沈下での計算を行うことで各地区の防護機能を評価する必要がある。</p> <p>更には併せて、高潮浸水シミュレーション結果をもとに護岸・胸壁等の必要天端高、地盤改良、補強対策等を考慮した対策断面の構造形式の検討を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、高潮浸水シミュレーション結果を踏まえた、構造形式の検討を行うには、当該地域の気象条件等に精通し、かつ過去に公表されている高潮浸水想定の見積条件についても精通している必要がある。</p> <p>よって、当該地区に適用した高潮現象や対象地域に関する経験を踏まえた技術提案を受ける事により、優れた成果を期待できるものと考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案を求め、優れた提案を行った「株式会社エコー」を特定した。</p> <p>したがって、株式会社エコーが本業務を円滑かつ適切に実施できると判断される。よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社エコーと随意契約するものである。</p>

③	千葉港葛南中央地区付帯施設改良等検討業務
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	<p>本業務は、千葉港葛南中央地区付帯施設の改良検討及び千葉港葛南中央地区国際物流ターミナル整備事業における事業再評価のための基礎資料作成を行うものである。</p> <p>葛南中央地区の付帯施設については鋼矢板の腐食が進むなどの老朽化が進行していること、三番瀬に配慮した施工が必要なこと、現地水深が浅いことなどから施工方法に制約が生じる。また、改良にあたっては経済性に配慮した検討が必要となる。</p> <p>このため、業務の実施にあたっては、付帯施設の現況や立地条件を熟知し、必要な性能や施工上の制約及び経済性等を考慮して検討を行う必要がある。よって、当該地区の知見や環境及び経済性等に配慮した改良方法に関する経験を踏まえた技術提案を受けることにより、優れた成果を期待できるものと考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案を求め、優れた提案を行った「パシフィックコンサルツ（株）」を特定した。</p> <p>したがって、パシフィックコンサルツ（株）が本業務を円滑かつ適切に実施できると判断される。よって、会計法第29条の3第4項により、パシフィックコンサルツ（株）と随意契約するものである。</p>

平成 29 年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (富津市新富)

本件は、下記の理由により、新日鐵住金株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は、当該土地のみであったため、所有者である新日鐵住金株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、新日鐵住金株式会社と随意契約したい。